

平成22年7月1日

工事請負業者 各位

川崎市財政局資産管理部契約課

平成22年度の入札・契約制度の見直しについて

平成22年7月より、財政局契約課で締結する工事請負の契約について、いくつかの重要な変更を行いますのでお知らせします。

1 最低制限価格の対象範囲の拡大

低入札の増加は、今後、ダンピングによる工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せにつながる懸念もあることから、これを防止する対策として、最低制限価格の対象を予定価格3億円未満から6億円未満に変更します。

予定価格6億円以上の工事については、川崎市契約条例により契約の締結について市議会の議決に付さなければならない契約であること、また、技術力等によるコスト縮減の余地が大きい工事と考えられることから、最低制限価格の対象とせず、従来どおり、低入札価格調査を行うこととします。

2 総合評価方式における失格基準の導入

平成21年度に総合評価方式において低入札が多く発生しました。現在はダンピングの発生は認められていませんが、低入札の増加は、今後、ダンピングの発生による工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せにつながる懸念が懸念されます。

このため、総合評価方式を採用した予定価格6億円未満の入札について、一定の基準金額以下の入札を無効とする「失格基準」を設けることとします。

失格基準は、国土交通省による低入札価格調査の重点調査基準を準用することとし、入札時に提出された積算内訳書において、[直接工事費の75%]、[共通仮設費の70%]、[現場管理費の70%]、[一般管理費の30%]のいずれか一つでも下回った場合にその入札を失格とします。

ただし、予定価格6億円以上の工事については、技術力等によるコスト縮減の余地が大きいと考えられることから、失格基準を適用しません。

3 総合評価方式の本格実施

平成22年度の総合評価方式の実施については、下記のとおりとします。

(1) 総合評価方式を実施する入札の範囲

予定価格1億5千万円以上(建築工事については3億円以上)の工事については、原則として総合評価方式による入札を行うものとします。

なお、対象工事であっても特別な事由により、総合評価方式によることが適当でない場合は、通常的一般競争入札を行うこととします。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、総合評価方式によることが適当であると考えられる場合には、総合評価方式によることとします。

(2) 総合評価方式の入札日程

可能な限り日程の短縮化を図り、入札参加者の時間的なコストを低減します。

(3) 評価基準の見直し

総合評価方式の評価基準を見直し、入札参加者の負担を減らすとともに、評価の透明性、公平性をより高めます。

(4) 低入札価格調査における失格基準の導入

ダンピング入札の防止のために、一定の基準以下の入札についてはその入札を無効とする「失格基準」を設けます。(前述)

4 前払金制度について

(1) 低入札の場合における前払金の減額

低入札の増加など競争の激化により、前払金の獲得を目的とした入札の発生が懸念されることから、低入札価格調査対象となった工事については、前払金を通常40%のところを20%に縮減します。

(2) 中間前払金制度の新設

工事請負者への円滑な資金供給を目的として、中間前払金制度を導入します。

※中間前払金制度について、詳しくは別紙「中間前払金制度の導入等について」をご覧ください。

(3) 前払金支払限度額の廃止

中間前払金の創設に伴い、3億円を上限としていた前払金の支払限度額を設けないこととします。ただし、これまでどおり、工事案件ごとに支払限度額を設定することがあります。

中間前払金制度の導入等について

平成22年7月1日

工事請負者への円滑な資金供給により、請負者の資金繰りが改善されることを目的として中間前払金制度を導入します。

1 中間前払金の概要

中間前払金とは、当初の前払金（請負金額の4割以内）に加え、請負代金額の2割を超えない範囲内で追加して支払う前払金のことを言います。

2 対象工事

(1) 請負金額が100万円以上、かつ、工期が2月以上で、前払金の支払対象となっている工事

※原則として、上記の工事は全て中間前払金の対象工事となります。

(2) 次に該当する工事は中間前払金の対象外とします。

ア 低入札価格調査を実施した工事。

イ 工事請負代金債権の債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）

(3) 上記(2)以外に中間前払金の対象外工事とするものについては、「一般競争入札のお知らせ」、「指名通知書」又は「見積依頼書」にその旨を記載します。

3 中間前払金の金額

請負金額の2割以内

ただし、前払金と中間前払金の合計額は、請負金額の6割を超えないものとします。

4 支払要件

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 内払がされていないこと（川崎市公共工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。）。

(5) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社の保証をうけていること

5 中間前払金の選択

中間前払金の対象となる工事の前払金請求時に中間前払金請求の有無を選択し、中間前払金の選択に係る届出書（第1号様式）により届出してください。

中間前払金を請求することを選択した場合は、内払の請求はできません。また、内払を請求した工事においては中間前払金の請求はできません。（ただし、債務負担行為に係る契約において、各会計年度末に内払をする場合等を除きます。）

※詳しくは川崎市公共工事中間前払金取扱要綱第2条第2項及び第3項をご覧ください。

6 前払金支払限度額の撤廃

中間前払金の創設に伴い、前払金の支払限度額をなくします。

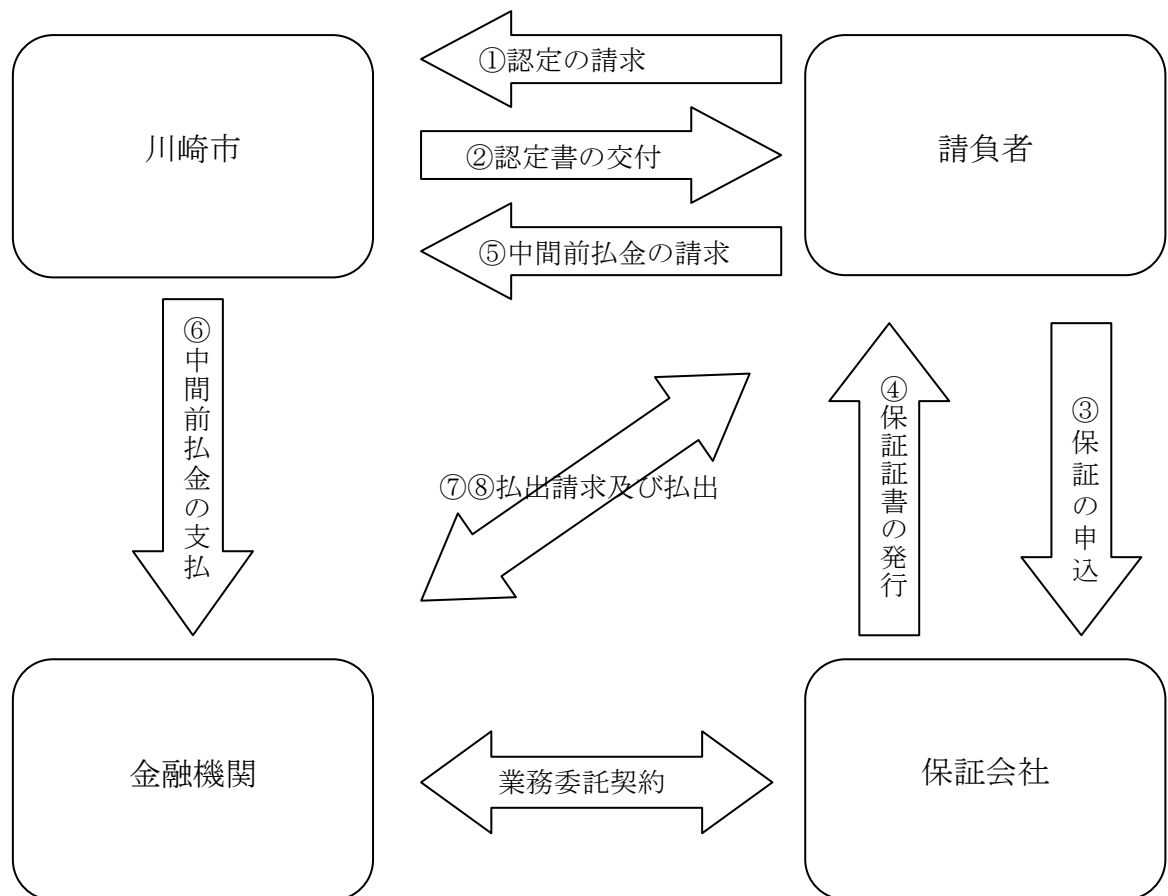
ただし、これまでどおり、案件ごとに支払限度額を設定することがあります。

7 実施時期

平成22年7月1日以降に発注（公告、指名、見積依頼）する工事請負契約が対象となります。

8 請求手続き

中間前払金の請求手続きは以下のとおりです。



- ① 請負者は、4支払要件の(1)～(4)の全てを満たすようになったときは、中間前払金認定請求書(第2号様式)に工事履行報告書(第3号様式)を添付して、工事担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 工事担当課は、中間前払金の要件を満たしているか否かについての認定を行い、要件を満たしていると認定された場合には認定書(第4号様式)を請負者に交付します。
- ③ 請負者は②により認定書(第4号様式)の交付を受けたときは、その認定書(第4号様式)を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 保証事業会社から請負者に保証証書が発行されます。
- ⑤ 請負者は、請求書に④の保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金を請求してください。
- ⑥ 請負者の指定する金融機関に中間前払金が支払われます。
- ⑦⑧ 請負者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

第1号様式

中間前払金の選択に係る届出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記に掲げる工事については、中間前払金を選択(します・しません)ので、届けます。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注1 前払金請求時に届出してください。

注2 中間前金払を選択した場合は内払の請求はできません。(川崎市公共工事中間前払金取扱要綱第2条第2項に定める場合を除く。)

また、内払を請求する場合には中間前払金の請求はできません。(川崎市公共工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。)

第2号様式

中間前払金認定請求書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
請 負 金 額 (契約変更があった 場合は変更後の金額)	円
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
摘 要	

注1 認定資料として、工事履行報告書（第3号様式）を添付してください。

注2 認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求めることがあります。

工事履行報告書

平成 年 月 日現在

契約番号			
件名			
工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
月別	予定工程 (%) () は、工程変更後	実施工程 (%) () は、予定工程との差	備考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注1 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

第4号様式

認 定 書

号
平成 年 月 日

様

川崎市長 印

下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
請 負 金 額 (契約変更があった 場合は変更後の金額)	円
前 払 金 額	円
中間前払金額	円
摘 要	